

警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第48号)

配信日 平成24年9月6日

長崎県消費生活センターからの情報です。

不良工事をされないために

先日、訪問販売で業者に湿気対策のため床下の工事をしてもらう事になった。点検のため床下にもぐる際、何の説明もなく住宅中央部の基礎部分に穴をあけられていた。施工方法に疑問があり不安だ。

<ひとこと助言>

☆通常、工事で床下に人が通れるサイズの穴を開ける場合、鉄筋などで穴を補強します。補強せずに穴や通気口を開けている場合は、一度開けた穴をコンクリート等で埋めるなどの処置を行ったとしても、元の強度には戻らず問題が生ずる場合があります。

☆本当に必要な工事か、施工方法が適切であるのか事業者に詳しい説明を求め、必要に応じて建築士等専門家に相談しましょう。また契約の際は一社の業者だけでなく、複数の業者から見積もりを取り価格やサービス内容を比較、検討しましょう。

☆訪問販売の場合、工事終了後でも、クーリングオフ期間内であれば解約は可能です。業者名や電話番号の記載のある契約書面は必ず保管しておきましょう。

☆ただし原状回復の工事に関しては建築士等専門家に相談する等注意が必要です。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日~金曜日)…午前10時~午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時~午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)